

新総合自動車保険ユーサイドをご契約いただいたお客さまへ

「新総合自動車保険ユーサイドご契約のしおり」の記載誤りについて

保険期間の初日が2019年1月1日以降の自動車保険「ユーサイド」をご契約いただいたお客さまに送付いたしました「ご契約のしおり」について、一部記載内容が誤っていることが判明しました。お詫びして訂正させていただきます。ご契約中のお客さまで、今般の訂正対象となる「ご契約のしおり」をお持ちの方には、順次、訂正のご案内をお送りしております。

また、ホームページ掲載のインターネット約款につきましては、2019年7月26日に訂正完了しております。しかしながら、7月25日以前は誤りがあるまま掲載しておりましたので、インターネット約款をご選択いただいたお客さまにおかれましても、下記誤りの内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

今後はこのようなことが発生しないよう努めてまいりますので、何卒ご容赦賜りたくお願い申し上げます。

<誤りの内容>

◆「新総合自動車保険ユーサイドご契約のしおり(2019年1月改定)」266ページ(下段)

「ご契約のしおり」の263ページから記載しています、ロードサービス費用補償特約がセットされたご契約に提供するドライビングサポート24の利用規約の記載内容に一部誤りがありました。具体的には、宿泊施設および帰宅・移動のための代替交通機関等をご案内するサービスの記載中、「移動の手段として利用対象者が家族、友人等の自動車等を利用した場合の燃料代および有料道路料金」を利用対象者の負担となる費用として記載していますが、これらの費用はロードサービス費用補償特約で補償対象となります。そのため、下記正誤表のとおり、「誤」に記載している(エ)の規定を削除し、(オ)の規定を(エ)に繰り上げます。

<正誤表>

ドライビングサポート24利用規約

第5条(サービスの提供条件および内容)

③宿泊・帰宅・移動サポートサービス

ウ. 利用対象者の負担となる費用

誤	正
(エ) 移動の手段として利用対象者がタクシーおよびバス以外の自動車(家族、友人等の自動車等)を利用した場合の燃料代および有料道路料金	(削除)
(オ) 事故または故障等の発生前に利用・宿泊を予定していた宿泊施設等を利用する場合にかかる宿泊費等	(エ) 事故または故障等の発生前に利用・宿泊を予定していた宿泊施設等を利用する場合にかかる宿泊費等

以上